

自動販売機 設置仕様書

公益財団法人千葉県文化振興財団（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間の仕様書である。

1. 件 名 自動販売機設置

2. 設置場所 千葉県文化会館（千葉市中央区市場町11番2号）
千葉県東総文化会館（旭市ハの666番地）
千葉県南総文化ホール（館山市北条740番地の1）
青葉の森公園芸術文化ホール（千葉市中央区青葉町977番地1）

3. 設置期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

ただし、契約の有効期限は令和8年4月1日から令和9年3月31日とし、期間満了1か月前までに甲または乙から書面による変更、解約の申し出のない時は、この基本契約と同一条件で更に1年間継続するものとし、その後もこの例によるものとする。

4. 設置概要
- (1) 自動販売機の種類、寸法は別紙のとおりとすること。
 - (2) 電気の子メーターを設置すること。
 - (3) 設置に係る費用は、乙が実費負担すること。
 - (4) 自動販売機に係る光熱水費（基本料金を含む）は乙が実費負担すること。
なお、年度末に甲が乙に費用を請求し、乙が甲に支払うこととする。
 - (5) デザインは公序良俗反さず、華美でないもの。
 - (6) 可能な限り、こどもや身体障がい者（車いす利用者）でも不自由なく購入できるユニバーサルデザインおよびキャッシュレス決済を取り入れること。
 - (7) 自動販売機の据付けは、「自動販売機据付基準」（JIS規格）等を順守し、転倒防止のための策を講じること。
 - (8) 空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、定期的に回収・処分すること。
 - (9) 上記の回収時に、自動販売機の周辺を清掃し、清潔に保つこと。
 - (10) 食品衛生法等の法令を順守し、常に商品の賞味期限に注意を払い、売切れないう商品の補充を行うこと。
 - (11) 釣銭切れや商品の詰まり等の故障には、即座に対応すること。
 - (12) 自動販売機設置に伴う事故については、甲の責に帰する事由による場合を除き、乙がその責を負う。
 - (13) 大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。
 - (14) ここに書かれていない事項については甲と乙で協議すること。

5. その 他

- (1) 契約期間の満了、または契約の解除等で新たに設置する受託者と交代する場合は、自動販売機等の移動を必要期間内（1か月以内において甲が定める）に確実に行わなければならない。
- (2) 契約については、甲が千葉県への申請を行い、行政財産使用許可を受けてからとなる。